



平成 27 年 7 月 30 日
国 土 交 通 省
土 地 ・ 建 設 産 業 局

I T を活用した重要事項説明に係る社会実験を実施する 登録事業者の決定について

国土交通省では、宅地建物取引業法第 35 条に基づき、宅地建物取引士が対面で行うこととしている重要事項説明について、「I T を活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」を開催し、平成 27 年 1 月に最終とりまとめを公表いたしました。その中で、重要事項説明における I T 活用については、まずは社会実験という形で試行した上で、その結果の検証を行うこととなりました。

この度、社会実験への登録申請された事業者のうち、246 社※1 を登録事業者に決定しましたので、別紙のとおり公表いたします。

なお、社会実験は平成 27 年 8 月 31 日より開始いたします。（期間につきましては、平成 29 年 1 月末までを予定しておりますが、状況により短縮することがあります。）

※ 1 （登録事業者数等の情報）

国土交通省ホームページ上に設置した I T 重説社会実験申請システムへの登録申請は 4 6 2 社からあり、そのうち、申請書類に不備のあった事業者が 2 2 社、必要な申請書類が提出されず受付できない事業者が 1 9 4 社あった。

※ 2 （国土交通省ホームページにおける I T 重説関連ページ）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000092.html

<お問い合わせ先>

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課 課長補佐 片川

係 長 浅野、池田、和田

TEL:03-5253-8111 (内線 : 25119、25130)

FAX:03-5253-1557